

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

博士課程応用自然科学専攻規則

平成 20 年 3 月 26 日
規則 第 121 号

最終改正 令和 3 年 3 月 9 日規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程応用自然科学専攻（以下「本専攻」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(本専攻の目的)

第 2 条 本専攻は、海洋高知の持つ自然環境の特性を生かして、海洋・資源・環境及び物質・情報・新素材の二本柱からなる高度な教育研究を実施し、正しい自然観と奥深い学識、未来に開かれた確かな視野と国際的感覚を備えた高度専門職業人等を養成することで、地域・国際社会に積極的に貢献することを目的とする。

(コース)

第 3 条 本専攻に、海洋自然科学コース及び物質機能科学コースを置く。

(教育方法)

第 4 条 本専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）等によって行う。

2 本専攻において、教育上有益と認めるときに限り、他の大学院又は本学以外の研究機関と連携して授業又は研究指導を行うことができる。

(教育方法の特例)

第 5 条 本専攻において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(指導教員)

第 6 条 本専攻の教育、研究及び学位論文指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、本専攻を担当する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

3 指導教員は、学生 1 人につき、主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人以上とし、副指導教員のうち 1 人は、主指導教員の専門分野とは異なる専門分野の教員をもって充てる。

(履修科目及び単位数)

第7条 各コースにおいて履修すべき授業科目は、指導教員の指導を受けて定めるものとし、その修得すべき単位数は14単位以上とする。

2 学生は、所属するコース以外のコース及び他の専攻の授業科目を履修することができる。

3 本専攻において教育上有益と認めるときは、学則第65条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修科目の届出)

第9条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に授業担当教員に届け出て承認を受けなければならない。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、授業担当教員が行う。

2 第7条第3項及び学則第72条第2項の規定により修得した単位を第7条第1項に規定する単位に算入する場合の認定は、本専攻会議（以下「専攻会議」という。）が行う。

(成績の評価)

第11条 履修科目の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

(学位論文の提出)

第12条 学位論文の提出については、本専攻において別に定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、本専攻に関し必要な事項は、専攻会議が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月23日規則第70号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度の入学生については、改正後のこの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第69号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第75号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学生については、改正後のこの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 21 日規則第 76 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前の入学生については、改正後のこの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 2 月 20 日規則第 61 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日規則第 75 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月 15 日規則第 79 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日規則第 74 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日規則第 65 号）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 28 日規則第 66 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則（令和3年3月9日規則第45号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

専攻	コース	授 業 科 目	単位数	
応 用 自 然 科 学	海洋自然科学	海洋底地下探査特論	2	
		深部岩石物性特論	2	
		海底鉱床形成学特論	2	
		海洋底物性学特論	2	
		海洋底形成学特論	2	
		海洋底変動学特論	2	
		海底環境変遷学特論	2	
		海洋堆積学特論	2	
		海洋環境変遷学特論	2	
		古海洋生物学特論	2	
		地球環境システム学特論	2	
		変動気象学特論	2	
		耐風構造特論	2	
		構造地質学特論	2	
		魚類系統分類学特論	2	
		分子生理学特論	2	
		海洋動物生態学特論	2	
		古生態学特論	2	
		魚類進化形態学特論	2	
		薬用資源植物学特論	2	
	古地球磁場変遷学特論	2		
	海洋分子生物学特論	2		
	物質機能科学		無機錯体構造科学特論	2
			水熱反応応用科学特論	2
			水熱無機材料科学特論	2
			溶液化学特論	2
			水域環境動態化学特論	2
			分離科学特論	2
			有機機能科学特論	2
			有機合成応用化学特論	2
			応用反応科学特論	2
			有機金属反応特論	2
			活性天然有機分子特論	2
			生命分子化学特論	2
			ゲノムサイエンス特論	2
空間構造特論			2	
分散情報システム学特論			2	
空間位相科学特論	2			
プロテオーム科学特論	2			
トランスクリプトミクス特論	2			
複素偏極多様体特論	2			

	複素解析学特論	2
	数理最適性理論特論	2
	量子コンピュータ特論	2
	配置空間モデル特論	2
	生体高分子構造特論	2
	量子物質相関物理学特論	2
	量子物質構造論特論	2
	計算機構成論特論	2
	量子電波物性学特論	2
	強相関電子物理学特論	2
コース共通 必修科目	DCセミナー	2
	特別実験	2
	ゼミナール	2
	特別講究	2